

2010年3月19日

滋賀県教育委員会の選考結果情報の非開示処分に対する審査請求書の提出について
補佐人としてのコメント

本件補佐人：山口 正

1 臨時教職員制度が生み出す問題は多岐にわたるが、そのひとつが臨時教職員がどんなに力量をもっている、採用試験では教職経験が正当に評価されず、長期に非正規職を強いられる問題（現行採用制度の問題）である。臨時教職員受験者に届く不当な一不合格通知は、「臨時としては認めるが正規とは認めない」行政の姿勢を端的に示すものである。

2 ここ数年、各地で教員採用選考試験を受験している受験生が自分の選考結果情報の詳細を求める事例が増えてきている（開示請求事例）。それでも全国的にみれば、筆者の知るかぎり、その事例は十数県にとどまっている。その理由は、受験者自身が開示請求すれば次の採用試験に影響を与える（不利益になるのではないかと）危惧しているからである。

そんな危惧（不安）があるにもかかわらず、あえて開示請求に踏み出す臨時教職員がいる。その勇気に拍手を送りたい。

昨年12月28日、滋賀県の公立学校で働く3人の臨時教員が教員採用選考試験を実施している県教育委員会に対して、2次選考試験結果の詳細な開示請求を行った。今年1月18日、県教育委員会は請求に対する決定通知を出したが、その内容は請求内容のほとんどを非開示にする処分であった。

3 滋賀県はいまだに不合格者に総合ランク（3段階）しか簡易開示しない県であり、この分野の全国状況からみても「開示後進県」のひとつである。そのため、県教育委員会の不開示処分によって請求人が入手した選考結果情報はほとんどが黒塗りの状況であった。

4 上記の不開示処分に対して、3月19日に開示請求人（3人）は審査請求書を提出した。他県では一般に、審査請求書（異議申立書）を県民情報窓口へ提出すればよいことになっているが、滋賀県では開示請求先に「直接」提出しなくてはならない。請求人の意向で、補佐人をとおして審査請求書を提出した。

受験者（開示請求人）が非開示処分の妥当性を争っている相手＝県教育委員会（担当者）と直接顔を合わせることで、配慮の欠いた行政対応である。直接提出する場合、開示請求人が相当の精神的負担を強いられることは明らかである。その結果、審査請求を躊躇することも多いであろう。その点を、県教育委員会も県民情報室も理解していない。

そうした対応が影響しているためであろうか、滋賀県では個人情報の非開示処分に対する審査請求件数がきわめて少ないことが分かった。

5 また現地調査（県民情報室への聞き取り調査）によって判明・確認したことだが、滋賀県では「郵送による個人情報の開示請求を特段の理由がないかぎり認めてない」という運用実態がある。情報室の担当者に「特段の理由」を質したところ、「具体的には病気な

どで、直接開示請求ができないときはそれを証明できる物の提出が必要」と説明した。

県個人情報保護条例には説明のような記述がないので、その根拠をつぎに質したところ、運用手続きがあるという。しかしそこには、「病気など特段の理由で」と記されているだけで、「特段の理由」を証明する物の提出を義務づけていない。

県民情報室（窓口）が開示請求権を尊重する姿勢をとるのであれば、「特段の理由」を広く解釈して運用するのが基本的対応であり、「郵送での開示請求は原則不可」という対応にはならないであろう。開示請求が可能な条件整備をするのが行政の責務である。

滋賀県のような対応をしている県は他にあるのだろうか。

6 上記に見られた滋賀県の対応は、開示請求権（条例13条）の侵害であり、開示請求手続き（同14条）の逸脱である。

担当者に他県の状況（郵送可）を紹介したところ、その状況の一端を認識していた。今回の審査請求では、県の開示請求権の扱いも当然問題になるだろう。

7 審査請求書の受け取りには県教育委員会人事担当者（参事）が対応した。小論文の早期廃棄について、県の公式発表の必要を指摘したところ、担当者は「すでに公表した」という。その内容を質したところ、前日（18日）の京都新聞の取材で「516人分の小論文を廃棄したと表明」したというものであった。

この認識には驚いた。「新聞社の取材に答えたから公式発表」とは。

8 審査請求書の提出後、県庁記者クラブで記者会見を行った。京都新聞の報道が同日の朝刊にあったこともあり、8社の記者が来ていた（NHK TV、共同、京都、朝日、毎日、読売、中日、産経の各新聞社）。その内容の一端は、NHKがイブニングニュースで放映、また各社が翌日の朝刊で報道した。一部報道に事実誤認のところもあったが、全体的に今回の開示請求や審査請求に対して好意的な報道内容であり、県教育委員会の杜撰な文書（個人情報）管理を問題にするものであった。

9 受験者3人が今回開示請求したことによって、県教育委員会は小論文の早期廃棄に気づいた（前年度実施の小論文といっしょに今年7月実施の小論文を9月に廃棄してしまったと認識）。もし請求がなければ、その事実気づかなかったのである。

また、審査請求をしなければ、早期廃棄の事実は公にされることはなかったであろう。早期廃棄に気づいた9月以後、県教育委員会が公式発表する場を持たなかった事実は明らかであり、今回の審査請求では県教育委員会の個人情報の保護（文書管理）能力と隠蔽体質も問われるであろう。

10 滋賀県教育委員会は、上記の早期廃棄を文部科学省に報告しているのでしょうか。公正な採用選考のあり方が全国的に問われているなかで、滋賀県の事例は公正な対応に背を向けるものである。

以上